

第137号議案

品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

品川区長 森澤恭子

品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

品川区監査委員の給与等に関する条例（平成4年品川区条例第4号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1項中「684,000円」を「707,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（説明）常勤監査委員の給料の額を改定する必要がある。